

第2条関係：申請書の添付書類について

葛飾区旅館業法施行条例第2条（申請書の添付書類）

旅館業法施行規則（昭和23年厚生省令第28号。以下「省令」という。）第1条第1項の申請書には、同条第2項に掲げる書類のほか、葛飾区規則（以下「規則」という。）で定める書類を添付しなければならない。

※本規定のみ公布日
(R7.12.17) より
施行

営業施設の構造設備
を明らかにする図面

新規定

（営業許可申請書に添付が必要な書類）

- 構造及び設備の概要、申告書、見取図
- 建物配置図、各階平面図、正面・背面・側面図
- ~~土地及び建物の登記事項証明書or賃貸借契約書の写し~~
- ~~土地及び建物の所有者等の承諾書~~
- その他（玄関帳場に関する書類、説明会等報告書など…）



※上記の通り、新規定では権利関係書類の提出が不要となりました。添付書類に誤りがないよう「旅館・ホテル営業のてびき」や「旅館・ホテル営業の申請をされる方へ（チェックリスト）」を十分に確認したうえで、申請いただくようお願ひいたします。